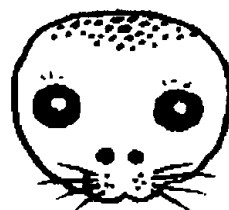
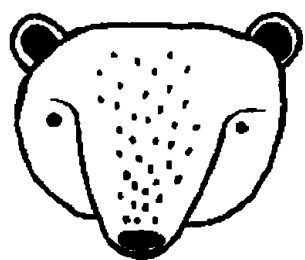


## 第 2 章

### 特定事業場と水質指導



ヒグマ

アザラシ

〔 下水処理センター構内にある、滝のトイレ内  
ギャラリーに展示してある動物たち 〕

# 1. 特定事業場の概要

特定事業場（以下「事業場」という。）数は、令和3年3月31日時点で255件であり、令和2年3月31日時点より2件増加した。

産業分類別の事業場数は、卸売業・小売業及び製造業の数が多く、これらで全体の約58%を占めている。

産業分類別の排水量は、製造業が最も多く、全体の約31%を占めている。次に、排水規模別事業場数は、10m<sup>3</sup>/日未満の事業場の数が全体の75%を占めている。これに対して、100m<sup>3</sup>/日以上の上の事業場の数は全体の7%であるが、排水量は全体の73%を占めている。

事業場の総排水量は7,452.3m<sup>3</sup>/日であり、下水処理センターへの1日当たりの流入汚水量の約5%を占めている。

## (1) 業種別事業場の排水量

業種	事業場数	排水量	全体に占める割合	
			件数	水量
	件	m <sup>3</sup> /日	%	%
製造業	65	2,333.0	25.5	31.3
電気・ガス・熱供給・水道業	1	1,393.3	0.4	18.7
運輸業、郵便業	4	98.9	1.6	1.3
卸売・小売業	82	463.7	32.2	6.2
不動産業、物品賃貸業	7	17.6	2.7	0.2
学術研究、専門・技術サービス業	6	8.2	2.4	0.1
宿泊業、飲食サービス業	12	1,064.1	4.7	14.3
生活関連サービス業、娯楽業	47	552.1	18.4	7.4
教育・学習支援業	8	564.0	3.1	7.6
医療・福祉	10	893.8	3.9	12.0
サービス業（他に分類されないもの）	12	63.4	4.7	0.9
公務（他に分類されるものを除く）	1	0.2	0.4	0.0
合計	255	7,452.3	100	100

## (2) 排水規模別事業場数と排水量

排水規模別	事業場数	排水量	全体に占める割合	
			件数	水量
	件	m <sup>3</sup> /日	%	%
10m <sup>3</sup> /日未満	192	508.8	75.3	6.8
10m <sup>3</sup> /日以上 20m <sup>3</sup> /日未満	20	280.0	7.8	3.8
20m <sup>3</sup> /日以上 50m <sup>3</sup> /日未満	17	524.3	6.7	7.0
50m <sup>3</sup> /日以上 100m <sup>3</sup> /日未満	9	674.7	3.5	9.1
100m <sup>3</sup> /日以上	17	5,464.5	6.7	73.3
合計	255	7,452.3	100	100

## (3) 特定事業場の分類

業種		水量区分	
		50m <sup>3</sup> /日以上	
		事業場数	排水量
2	畜産食料品製造業	3	873.1
3	水産食料品製造業		
4	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業		
5	みそ, しょう油, 食用アミノ酸, グルタミン酸ソーダ, ソース又は食酢の製造業		
8	パン若しくは菓子の製造業又は製あん業		
9	米菓製造業又はこうじ製造業		
10	飲料製造業	1	145.2
12	動植物油脂製造業		
16	麺類製造業	1	254.3
17	豆腐又は煮豆の製造業		
19	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業		
23-2	新聞業, 出版業, 印刷業又は製版業		
38	石けん製造業		
53	ガラス又はガラス製品の製造業		
54	セメント製品製造業		
64-2	水道施設, 工業用水道施設又は自家用工業用水道	1	1,393.3
65	酸又はアルカリによる表面処理施設	1	87.2
66-3	旅館業	2	206.6
66-4	共同調理場	1	71.1
66-5	弁当仕出屋又は弁当製造業	2	428.0
66-6	飲食店	4	780.9
67	洗濯業	2	374.6
68	写真現像業		
68-2	病院	5	881.5
69-3	地方卸売市場		
70-2	自動車分解整備事業		
71	自動式車両洗淨施設		
71-2	科学技術に関する研究, 試験, 検査又は専門教育を行う事業場	1	472.0
71-3	一般廃棄物処理施設		
71-4	産業廃棄物処理施設		
72	し尿処理施設	1	62.0
74	特定事業場から排出される水の処理施設	1	109.4
	合計	26	6,139.2

令和3年3月31日現在

20m <sup>3</sup> /日以上 50m <sup>3</sup> /日未満		10m <sup>3</sup> /日以上 20m <sup>3</sup> /日未満		10m <sup>3</sup> /日未満		合計	
事業場数	排水量	事業場数	排水量	事業場数	排水量	事業場数	排水量
				6	24.5	9	897.6
1	23.8			4	10.3	5	34.1
		1	19.2	1	2.1	2	21.3
1	45.2			1	0.9	2	46.1
2	69.4			1	7.4	3	76.8
				2	3.0	2	3.0
2	54.4	1	16.2			4	215.8
		1	17.2	1	0.5	2	17.7
		2	33.0			3	287.3
		1	10.4	4	4.1	5	14.5
				2	5.3	2	5.3
				11	9.8	11	9.8
				1	0.4	1	0.4
				1	0.2	1	0.2
				1	0.8	1	0.8
						1	1,393.3
		1	13.5	1	0.3	3	101.0
1	25.3					3	231.9
						1	71.1
2	64.6	2	25.0	2	12.6	8	530.2
1	27.5	2	27.9	4	16.6	11	852.9
3	87.7	1	13.6	31	52.4	37	528.3
				9	3.3	9	3.3
						5	881.5
		2	29.4			2	29.4
		1	10.2	5	11.4	6	21.6
2	46.9	1	10.0	89	314.2	92	371.1
1	40.4	3	43.6	14	28.5	19	584.5
1	39.1					1	39.1
		1	10.8	1	0.2	2	11.0
						1	62.0
						1	109.4
17	524.3	20	280.0	192	508.8	255	7,452.3

排水量の単位はm<sup>3</sup>/日

## 2. 水質指導

水質指導業務は事業場排水の水質を規制することにより、下水道施設の機能及び構造の保全を図るものであるが、業務の内容を大別すると、届出審査業務と水質監視業務に分けられる。

### (1)届出審査業務

事業場排水の水質が下水道法、下水道条例の水質基準に適合するように事業場に対し、必要な施設を整えさせる業務である。この業務には届出審査、事前指導などがある。

### (2)水質監視業務

事業場排水の水質が下水道法、下水道条例の水質基準に適合しているかを分析により確認し、水質基準を超過している事業場に対し、水質の改善を行うよう指導する業務である。監視指導の方法としては、水質立入検査、立入指導がある。

## 3. 下水道法に基づく届出状況

年度	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
届出内容							
特定施設設置届	5	3	3	5	4	3	4
特定施設使用届	0	0	0	0	0	0	0
特定施設構造等変更届	18	6	7	13	9	12	2
特定施設使用廃止届	6	2	0	9	10	9	1
氏名等変更届	35	19	14	36	27	41	4
承継届	2	6	2	5	1	1	0
特定事業場数	268	269	272	267	261	253	255

## 4. 監視状況

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、立入検査及び巡回指導を中止した。

## 5. 規制内容

事業場に対する水質規制は、『下水の排除の制限による規制（下水道法第12条の2及び旭川市下水道条例第9条）』と『除害施設設置等による規制（旭川市下水道条例第9条の2）』の2通りの方法によって行っている。

『下水の排除の制限による規制』は、終末処理場で処理が困難な物質のうち、人の健康に係る有害物質を含む下水（カドミウム等28物質）及び生活環境に係る物質を含む下水（フェノール類等6物質で日排水量50m<sup>3</sup>以上）並びに処理場で処理が可能であるが、高濃度の場合、処理機能に悪影響を及ぼす項目を含む下水（BOD等4項目で日排水量50m<sup>3</sup>以上）を排除する特定事業場に対して適用されており、有害物質及び生活環境に係わる物質は、「法」により、処理場で処理可能な項目は「条例」により、基準を超える水質の下水を排除することを禁止している。

『除害施設設置等による規制』は、排除制限を受けない特定事業場と特定事業場以外で悪質下水を排除するおそれのある事業場に対して適用されており、条例により、基準を超えないように除害施設を設置するなど必要な措置を講じるよう義務づけている。なお、この場合BOD・SS・ノルマルヘキサン抽出物質量（動植物油）・温度に関しては、処理場で処理が可能な項目であること、処理機能に与える影響が少ないこと等から、日排水量50m<sup>3</sup>未満の事業場については、規制の適用を除外している。

## 公共下水道に排除する下水の水質基準と規制内容

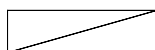
物質または項目	基準値	特定事業場の事業主		非特定事業場の事業主	
		50m <sup>3</sup> /日以上	50m <sup>3</sup> /日未満	50m <sup>3</sup> /日以上	50m <sup>3</sup> /日未満
有害水道法施行令で定める	カドミウム	0.03mg/l以下			
	シアン	1mg/l以下			
	有機機燐	1mg/l以下			
	鉛	0.1mg/l以下			
	六価クロム	0.5mg/l以下			
	砒素	0.1mg/l以下			
	総水銀	0.005mg/l以下			
	アルキル水銀	検出されないこと			
	ポリ塩化ビフェニル	0.003mg/l以下			
	トリクロロエチレン	0.1mg/l以下			
有害水道法施行令で定める	テトラクロロエチレン	0.1mg/l以下			
	ジクロロメタン	0.2mg/l以下			
	四塩化炭素	0.02mg/l以下			
	1,2-ジクロロエタン	0.04mg/l以下			
	1,1-ジクロロエチレン	1mg/l以下			
	シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.4mg/l以下			
	1,1,1-トリクロロエタン	3mg/l以下			
	1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/l以下			
	1, 3-ジクロロプロペン	0.02mg/l以下			
	チウラム	0.06mg/l以下			
有害水道法施行令で定める	シマジン	0.03mg/l以下			
	チオベンカルブ	0.2mg/l以下			
	ベンゼン	0.1mg/l以下			
	セレン	0.1mg/l以下			
	ほう素	10mg/l以下			
	ふっ素	8mg/l以下			
	1,4-ジオキサン	0.5mg/l以下			
	ダイオキシシン類	10pg-TEQ/l以下			
	フェノール類	5mg/l以下			
	銅	3mg/l以下			
生活環境項目	亜鉛	2mg/l以下			
	溶解性鉄	10mg/l以下			
	溶解性マンガン	10mg/l以下			
	総クロム	2mg/l以下			
	条例で定める項目	BOD	600mg/l以下		
		SS	600mg/l以下		
		ノルマルマリン動植物油	30mg/l以下		
		抽出物質 量 鉛油	5mg/l以下		
		pH値	5以上9以下		
		よう素消費量	220mg/l以下		
	温度	45℃以下			



基準値を超えた下水を排除した者は、下水道法により直ちに罰せられます。



除害施設の設置などにより、排除する下水を基準に適合させなければなりません。



適用除外